

なお著者の邦訳論文としては「技術における新しい選択」(「世界」一九七六年三月、岩波書店)がある。また内容についての紹介としては「アジアの宗教と経済」(山岡喜久男著、「アジアの平和と宗教」)、世界宗教者会議日本委員会刊に所収)を参照されるとよい。本書の邦訳刊行当時は、

その紹介記事が新聞等に報道されていたが、まとまった書評としては、「世界経済」(一九七六年七月、世界経済調査会)、「経済評論」(一九七六年八月、日本評論社)、「経済セミナー」(一九七六年九月、日本評論社)に掲載されている。(B六判・二三四頁・佑学社刊・価一二〇〇円)

和田英夫著『憲法と最高裁判所』

中央学術研究所研究員

山野井克典

内堀通りのゆっくりとした坂道を下ると、威厳を誇る堂々とした建物が見える。いうまでもなく、丹下健三氏設計になるころの「最高裁判所」である。

新憲法公布後三〇年、最高裁判所は憲法の番人として司法界に君臨して来た。戦前の大審院と比べると、内容といい、範囲といい、比較にならないほど強大になった。

戦後社会の急激な変化は、当時予想もしなかった環境・公害・日照など多くの法律を生み出した。その間、平和憲法は一貫し

て守られて来たが、勿論平穩であつたわけではない。第九条(戦争の放棄)に見られるように、ますます論議的になっていくものもある。最高裁判所は、それらの変化に對し、あるときは判例変更をもって、あるときは新しい解釈を示して対応して来た。その中で最も試練となつたのが、昭和四十四年に始まるいわゆる「司法の危機」であろう。裁判所の人事問題・思想問題で、裁判所のあり方が問われたものであつた。

最高裁判所の判例は、政治・経済・教育・労働などあらゆる場合に、非常に重要な影響を及ぼす。それだけに、その存在の問われるところは大きい。最高裁判所に関する問題は、日本における現代社会の頂点をなすものとして、私たち国民にとって、注目すべき多くの問題をかかえているのである。

私が最高裁判所に興味をおぼえたのは、昭和三十四年の「砂川事件判決」のときである。この事件の東京地裁は、あの有名な「伊達判決」として国論を二分した判決であつた。同じ事件を判断するのに、最高裁の十五人の裁判官の全員が、全く逆の判断をしたというところに最高裁判所の存在とか性格について興味をもつようになったのである。

昭和三十四年といえば、皇太子殿下ご成婚で、世はお祝いムードにつつまれていた年であつた。私は田舎から上京したばかりで、右も左もわからない頃であつたし、学問に對しても、はつきりとした目標があつたわけでもなかつた。しかし、この判決が

憲法というのの目を向ける原因となったのは事実であった。

新憲法公布三〇周年の本年、憲法をはじめとする司法問題について改めて考えてみることも意義あることと思ひ、この「憲法と最高裁判所」(和田英夫著)を読んできた。

著者は、現在明治大学教授として、憲法・行政を担当しており、永年のあいだ司法制度の研究に取り組んで来た学者である。面白いことに、教授が最高裁判所と本格的に取り組むようになったのが、この砂川事件のことであったという。学者の眼から、この判決は興味の対象となったようである。そして教授が、各所で研究発表したものに基づいて、大幅に書き改めたものが本書である。最高裁を理解するには手頃な書物であると思う。

内容を見ると、第一章最高裁判所、第二章最高裁判所における裁判行動分析とその限界、第三章憲法と最高裁判所となっている。著者は最高裁判所を三つの柱に分けて検討を加えている。それは①審判機関とし

ての最高裁判所、②司法行政機関としての最高裁判所、そして③法と政治の中の最高裁判所である。

最高裁を論ずる場合、どうしても触れなければならぬ問題に、組織・人事・権能といった問題がある。現在十五人の裁判官が、大法院・小法院に分かれて、あらゆる上告審を裁くわけであるが、上告件数の多量からくる重圧は、どうしても避けられない。昭和四十六年度の上告件数をみると、民事事件・刑事事件を合わせただけでも、新規に受理したもの四二一五件、処理したもの四〇八七件、次年廻しとなったもの二四〇八件となっている。即ち一日に十二三件を処理していることになる。まさに超人的なスケジュールであり、ここに裁判遅延の問題が当然ながら起ってくる。ここから波及的に、定員制の問題、最高裁判所調査官の問題、国民の司法参加の問題が論じられるのである。これらの一つ一つについて論ずるスペースはないが、著者はこれらの問題について根本的に考え直すことの必要性を提起し、次の三つをあげている。①

最高裁判所に強力な補助部門を設けること。②最高裁判所の審判機能の効率と充実に対応させるために、最高裁判所の機構改革をすること。③最高裁判所が現に所管し、処理している膨大な諸業務を洗いなおした上、これらの諸権限を可能な限り、思い切つて高等裁判所以下の下級裁判所に委譲分散させること。私も全く賛成である。一つの事件に一〇年も二〇年もかかるようでは、本来の審判機能は失われてしまう。このあたりで本格的にメスを入れる必要があるのではないだろうか。

今一つ触れておきたいのは、第三章憲法と最高裁判所である。新憲法の中に採り入れられた裁判所の権限の一つに、違憲立法審査権がある。すべての法律が、憲法に違反しないかどうかを判断するわけである。新しい司法制度ができて以来、最高裁判所によつてなされて来た法令の解釈適用に関する憲法判断は、量的にもかなりの件数にのぼる。憲法判断は、普通の賃貸借のような民事事件とは違い、政治の根幹にも関連するので、特別の重要性をもってくる。従

つて憲法判断は、裁判所のみならず、憲法が保障する国会・内閣という権力分立の政治的背景についても検討されなければならない。このあたりに着目して、アメリカでは「政治法律学」といった新しい言葉も生まれているという。

教授は、この章で近年の判例の中から、憲法判断として、最も興味深い二つの事件をとりあげている。一つは昭和四十八年四月の尊属殺違憲判決であり、二つは同年同月の全農林判決である。この二つの判決とも司法界のみならず、マスコミも大きく取りあげた判決なので、振り返ってみたいと思う。

まず尊属殺違憲判決であるが、最高裁大法院は、刑法第二〇〇条にかかる尊属殺事件において、同条が憲法十四条に違反し、無効であるとして、初の違憲判決を下した。似たような事件に関しては、すでに昭和二十五年十月に最高裁の判決があり、二対十三で合憲と判断されている。ところがこの判決では十四対一と逆転した。従って、刑法第二〇〇条は、その機能を停止す

るに至ったわけである。

この事件は栃木の親殺しとして、その内容があまりにもショッキングであり、反社会的な内容であっただけに、事件の特異性がとりあげられた。およそ親を殺すということは、よくよくの事情の場合が多いが、この場合もそうだ。私は思うのであるが、この事件も、被告に対して多分に同情すべき点が多く、重罰するにはしのびないという「情」が働いたのではないかと思う。親を大切にするという思想は、儒教思想を俟つまでもなく、古今東西共通した思想であろうし、とりわけ仏教では、最も基本的な考え方である。そのため仏教からいえば、親を殺すような極悪人は、重罰に処しても当然という考え方もあろう。——機会があれば、仏教観からみた尊属殺違憲判決というものを考えてみたいと思うが——この判決以後、すでに発表された改正刑法草案でも、尊属殺重罰規定はおかれていない。従って、親を殺害した場合でも、普通の殺人と同じに扱われることになったのである。

次に、全農林判決である。これは組合幹

部が争議行為をおったとして、国家公務員法に違反し、刑事責任に問われたケースである。私企業の場合と違って、公務員の場合は、国家公務員法とか公労法で争議行為が禁止されている。それが昭和四十一年十月の全通中郵判決、昭和四十四年四月の都教組判決の二つの判決は、労働法上、画期的といわれたものであった。労働界にとってはまことに前進した判決であった。それが、この全農林判決では八対七の一票差で一八〇度の判例変更がなされるに至った。公務員に規定された争議行為の禁止と、公務員といえども認められている憲法上の労働基本権に対し、調和をどこに求めるかということが、この判決の大きなポイントであった。

国民の十人に一人は公務員といわれる日本の社会では、公務員のストが国民の大多数に迷惑をかけることになる。最も極端な例が国鉄ストである。自分達の要求を主張するのも良いが、国民に迷惑をかけては、国民の支持は得られないのは当然である。この問題は更に今後の研究に待たなければ

ならないだろう。

今、著者の引用に従って、二つの判例を眺めたが、私たちにとって興味ある憲法判断に関する争いは、津地鎮祭違憲訴訟や長沼基地訴訟などに見られるように、まだまだ沢山ある。しかしながら、司法制度というものは、私達国民にとってなじみの薄いものであるし、縁の遠いものであるという観念がある。

法治国家の中で生きている以上は、どうしても法律特に憲法からは眼を離すことができない。そこに国民主権としての責務があるといえよう。

私は今、宗教団体の職員として、そして仏教を学ぶ者の立場の者として、司法参加

を考えてみたいと思う。

司法参加というのは、国民が何らかの形式で司法の分野に加わることであるが、例えば国民審査もその一つである。更に起訴が相当かどうかを判断する検察審査会、民間人が裁判に参加する陪審員制度（日本では行われてない）の検討などがなされている。日本は、何でも言えるし、何でも書ける自由な社会である。しかし、自己の利益だけを、権利だと主張していたのでは、本当の民主主義社会とはいえない。「法」というものに、正しく眼を向け、守るべき戒律は守るというところに法治国家としての義務があると思うのである。（B六判・二三五頁・学陽書房刊・価一三〇〇円）

篠原寿雄著『典座教訓—禅心の生活』

中央学術研究所研究員

斉藤和子

ふとした機会があつて私は、『典座教訓—禅心の生活』を読むことになった。本書は鎌倉仏教の立役者の一人である道元禅師

の「典座教訓」を解説したものである。典座教訓は、僧たちがたくさん集まって修行する場所（叢林）の団体生活を維持さ

せていくためにある規則（清規^{せいぎ}）の一つである。道元は、この他にも、叢林の生活についてや、修行僧たちに対して幾つか清規を制定しているが、典座教訓は、これらの中で最初に定められたもので、嘉禎三年（一二三七）春、道元が三十八歳の時、京都、深草の興聖寺にて、漢文体で記したものである。僧たちが修行する団体には代表者としての住持という職があり、それを補佐する幹部として六つの知事という職がある。典座もこの六知事の一つであり、叢林に集まってくる修行僧の食事を作り、配膳し、修行僧に食べさせ、その後、鍋、桶の道具類を洗い、各々置くべき所に置く、という一連の仕事をするのである。もちろん、この典座教訓は、典座職にある僧の修業の在り方について、細やかに教えているものである。これだけを述べたのでは典座という職は誰でも、たやすく勤められそうであるが、なかなかそうはいかないのである。なぜならば、すぐれた先輩たちが勤めたものであり、全身心を傾けて、さいいなことでも怠らず努めなければならぬからであ